

2025年度 所定疾患施設療養費Ⅱ 実績

月	利用者	治療日数	治療疾患	概要		
				検査	投薬	注射
4月	1	7	尿路感染	○	○	
	2	5	肺炎	○	○	○
	3	5	尿路感染	○	○	
	4	7	肺炎	○	○	
5月	1	7	蜂窩織炎	○	○	
	2	10	尿路感染	○	○	
	3	8	尿路感染	○	○	
	4	6	尿路感染	○	○	
	5	2	尿路感染	○	○	
6月	1	4	尿路感染・蜂窩織炎	○	○	
	2	7	尿路感染	○	○	
	3	7	尿路感染	○	○	
7月	1	2	尿路感染	○	○	
	2	7	尿路感染	○	○	
	3					

月	利用者	治療日数	治療疾患	概要		
				検査	投薬	注射
8月	1	7	尿路感染	○	○	
	2	7	尿路感染	○	○	
	3	10	尿路感染	○	○	
9月	1	8	尿路感染	○	○	
	2	2	尿路感染	○	○	
	3	7	蜂窩織炎	○	○	
	4	8	尿路感染	○	○	
	5	8	尿路感染	○	○	
10月	1	6	尿路感染	○	○	
	2	6	尿路感染	○	○	
	3	8	尿路感染	○	○	
11月	1	10	尿路感染	○	○	
	2	3	蜂窩織炎	○	○	
	3	8	尿路感染	○	○	

月	利用者	治療日数	治療疾患	概要		
				検査	投薬	注射
12月	1	3	尿路感染	○	○	
1月	1	8	尿路感染	○	○	○
	2	4	尿路感染	○	○	
	3	9	尿路感染	○	○	○
	4	8	尿路感染	○	○	
2月	1	1	尿路感染	○	○	
3月	1	10	尿路感染	○	○	
	2	1	尿路感染	○	○	

- 所定疾患施設療養費について
- 対象となる入所者の状態は以下の通りです。
- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射が必要とする場合)
- 蜂窩織炎
- 慢性心不全の憎悪

- 左記の治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行われた場合に算定します。同一の入所者については月1回連続して10日が限度となります。
- 肺炎、尿路感染に関しては、検査を実施した場合に限ります。
- 診断名、診察を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等が診療録に記載してあります。
- 前年度の当該入所者への投薬、検査、注射、処置等の実施情報を公開しています。
- 医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐久性菌)を含む研修を受講しています。

す。

：